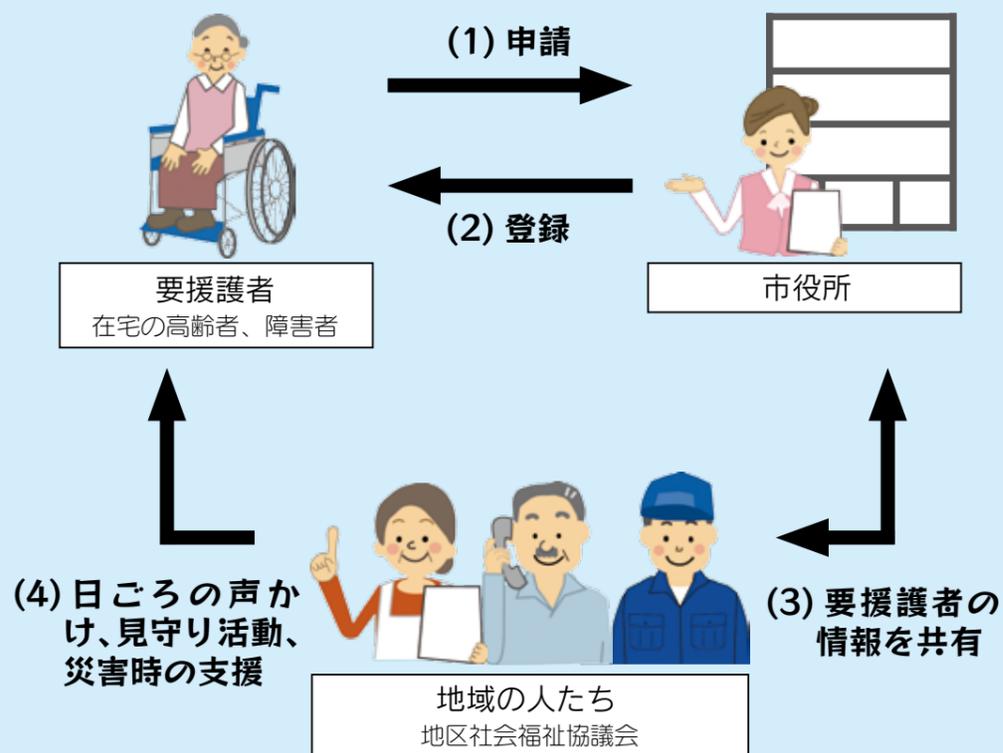
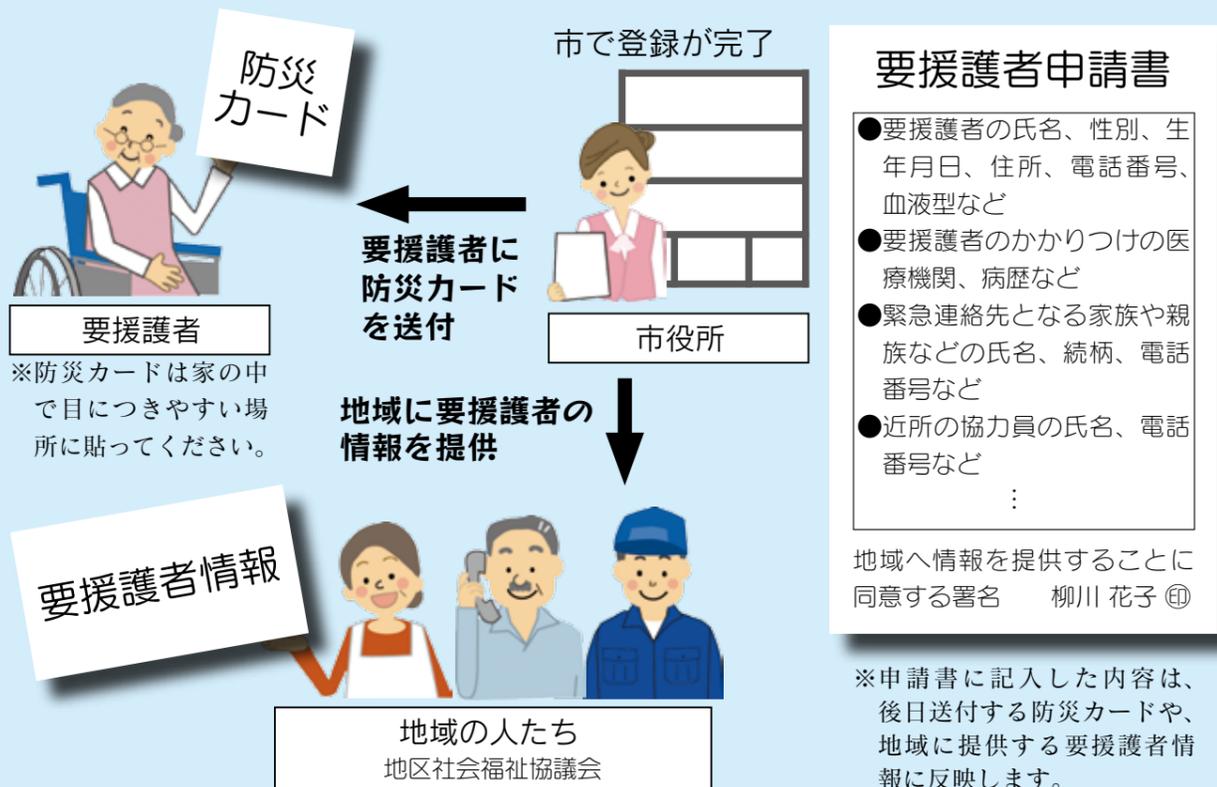


要援護者の登録を受け付けています

要援護者の登録や支援のしくみ



要援護者登録情報の活用のしくみ



要援護者申請書

- 要援護者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、血液型など
 - 要援護者のかかりつけの医療機関、病歴など
 - 緊急連絡先となる家族や親族などの氏名、続柄、電話番号など
 - 近所の協力員の氏名、電話番号など
- ：
地域へ情報を提供することに同意する署名 柳川 花子

※申請書に記入した内容は、後日送付する防災カードや、地域に提供する要援護者情報に反映します。

要援護者は自力で避難できない在宅の高齢者と障害者

災害などが起きた場合、速やかな安全確認と避難活動を行うと、被害を軽減することが出来ます。特に犠牲になりやすいのが、高齢者や障害者です。そのため、被害を軽減するには、自力で避難できない在宅の高齢者や障害者の所在を事前に把握しておく必要があります。

そこで市は、それらの人を「要援護者」と位置づけ、支援を求める人の情報を集めるため、要援護者の登録申請を受け付けています。

要援護者は、次のいずれかに当てはまる、家族や親族などの支援がない在宅の人が対象です。

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ④ 療育手帳の交付を受けている人
- ⑤ 精神保健福祉手帳の交付を受けている人

①は、以前から地域の民生委員児童委員の協力で、要援護者の登録と情報の共有を行ってきました。

福祉活動に取り組んでいる組織です。

登録申請は市福祉課 協力員には事前に了解を

昨年11月30日現在で①から⑤に該当する対象者には、登録申請の案内を12月下旬に郵送しています（すでに登録している人は除く）。登録を希望する人は、同封の返信用封筒で郵送か直接市役所柳川庁舎福祉課へ申請してください。申請は、随時受け付けています。登録した個人情報や、地域の民生委員児童委員や行政区長などへ提供することに同意する人に限ります。

申請書には、申請者本人の個人情報のほか、家族や親族などの緊急連絡先、支援に協力する協力員の連絡先な

今回、②から⑤まで対象を広げて、登録を呼び掛けることにしました。なお、①から⑤に該当する人で、福祉施設に入所している人や自力で避難できる人、避難を手助けしてくれる家族や支援者がいる人は、登録申請の対象ではありません。

登録した個人情報は地域の見守り活動にも利用

災害はいつ起こるか分かりません。日ごろから、民生委員児童委員や行政区長などの地域の人と顔見知りになっておくことで、要援護者を地域から孤立させないことが大切です。このため、要援護者の情報を、地域で共有しておくことがとても重要になります。

そこで、市で登録した要援護者の情報は、地域に提供して、災害が起きたときだけでなく、日ごろの声かけや見守り活動にも活用していきます。地域に提供する要援護者の情報は、柳川市社会福祉協議会の連携組織で、地域の民生委員児童委員や行政区長などで組織されている19の「地区社会福祉協議会」で管理、共有化を図っていきます。地区社会福祉協議会は、幅広く地域の

どを記入します。協力員は、隣近所の住民や近所に住む親類などが考えられます。事前に協力員になる人の了解を得たうえで記入してください。ただし、支援する地域の人の活動はボランティア精神に基づいたものです。災害時の支援が、必ずしも保障されるものではありません。

登録が完了した要援護者には、後日、申請書に記入した内容を反映した「防災カード」を送ります。また市では今後、要援護者をどのように避難させるのかなどを事前に決める個別の「避難支援プラン」を作る予定にしています。問い合わせも、市福祉課障害者福祉係（☎77・8514）、同課高齢者福祉係（☎77・8516）まで。

要援護者を支える 主な団体の代表者のコメント



柳川市民生児童委員協議会 会長 堤 房男

民生委員児童委員は、以前からひとり暮らし高齢者への訪問活動を行っています。これからは、75歳以上の高齢者のみの世帯や、障害のある人のお宅へ訪問します。「近所のあの人に協力員になってほしい」といった希望や相談など、私たちに気軽に声を掛けてください。



柳川市行政区長代表委員協議会 会長 中村 國保

要援護者登録を勧めても、気を使われるのか遠慮される人が多いと聞きます。災害が起こったときや見守り活動など、要援護者の情報ができません。地域の安全で安心なまちづくりや防災活動の強化にもつながります。ぜひ登録してほしいですね。